令和５年度における工事の前払金の使途拡大に関する特例措置について

中日本高速道路株式会社では、発注工事の前払金の使途拡大に関する特例措置を適用することとしましたのでお知らせします。

１　特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金は、平成２８年４月１日から令和６年３月３１日までに、新たに請負契約を締結した、又は締結する工事に係る前払金で、令和６年３月３１日までに払出しが行われるもの。

２　特例措置の内容

前払金の１００分の２５を超える額を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

３　既に請負契約を締結している工事の取扱い

既に請負契約を締結している工事についても、特例措置を適用することが可能となります。その場合は、請負契約の変更が必要になりますので、契約担当部署（各支社契約課）にご連絡ください。